

川崎市庁舎管理要綱

7川総庁第 350号
平成 7年12月18日

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市庁舎管理規則（昭和43年川崎市規則第76号。以下「規則」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、規則第3条別表に定める各庁舎管理者が管理する庁舎に適用する。なお、各庁舎管理者は、この要綱に基づき、その管理する庁舎に適した運用細目（要領等）を定めることができる。

(用語の意義)

第3条 この要綱においての用語の意義は、規則第2条の定めるところによる。

(庁舎管理者)

第4条 庁舎管理者は、規則第3条第2項に定める職員を指定した場合は、文書によりその旨を総務企画局長に報告しなければならない。ただし、第2条の規定に基づき運用細目のなかで明記されている場合はその運用細目の提出をもって、前記報告がされたものとする。

(各室管理者)

第5条 庁舎管理者は、規則第4条に定める各室管理者及びその代理者を指定した場合は、原則として文書によりその職員に通知するものとする。ただし、第2条の規定に基づく運用細目のなかで明記されている場合は要しないものとする。

(守衛)

第6条 庁舎管理者は、規則第5条の規定に基づき、必要と認める場合は守衛を配置することができる。なお、守衛は、正規職員であることを問わないものとする。

(庁舎管理者の任務)

第7条 庁舎管理者は、規則第6条の規定に基づく庁舎管理者の任務を、その指定する職員に行わせることができる。

(庁舎の出入り)

第8条 庁舎管理者は、規則第7条の規定に基づき、庁舎に出入りしようとする者に対し、その氏名及び出入りの目的を明らかにさせる場合においては、相手方に対する言動に十分配慮するものとする。

2 その他規則第7条の規定の運用に当たって必要な事項については、庁舎管理者が別に定める。

(火器等の使用制限・承認基準・標準処理期間)

第9条 庁舎においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、火器等の使用は承認してはならない。また、庁舎における焚き火は原則として承認しない。

(1) 庁舎の保全、整備等のため火器の使用を必要とするもの

(2) やむを得ない相当の理由のある火器等の使用で、特に庁舎管理者が承認したものの

2 前項の承認を受けようとする者は、原則として、あらかじめ庁舎管理者の指定する申請書を庁舎管理者に提出するものとする。

3 庁舎管理者は、前項の申請書を受付したときは、速やかに申請内容を審査するとともに当該申請書を受付した日の翌日から起算して5日以内に当該申請の承認、不承認を決定し、申請人に原則として文書をもって通知するものとする。

(会議室の利用・承認基準・標準処理期間)

第10条 庁舎内の会議室の利用については、おおむね次の各号のいずれかに該当する場合に承認するものとする。

(1) 市の事務事業及び関連する会議、研修、その他の行事を行うため、市の機関が利用するとき。

(2) 市の事務事業に密接に関係するものであって、特に庁舎管理者の承認を得たとき。

2 前項の承認を受けようとする者は、原則として、あらかじめ庁舎管理者の指定する申請書を庁舎管理者に提出するものとする。

3 庁舎管理者は、前項の申請書を受付したときは、速やかに申請内容を審査するとともに当該申請書を受付した日の翌日から起算して3日以内に当該申請の承認、不承認を決定し、申請人に原則として文書をもって通知するものとする。

(掲示板の使用・承認基準・標準処理期間)

第11条 庁舎の掲示板への掲示物の掲示については、おおむね次の各号のいずれかに該当する場合に承認するものとする。

(1) 市の事務事業を広報するために、市の機関が掲示物を掲示するとき。

(2) 国又は他の地方公共団体の事務事業を広報するための掲示物を掲示するものであって本市の機関の推奨のあるとき。

(3) 市の事務事業に密接に関係する事業及び本市又は国及び他の地方公共団体の後援等のある事業を広報するための掲示物を掲示する場合であって、特に庁舎管理者の承認を得たとき。

2 前項の承認を受けようとする者は、原則として、あらかじめ、庁舎管理者の指定する申請書を庁舎管理者に提出するものとする。

3 庁舎管理者は、前項の申請書を受付したときは、速やかに申請内容を審査するとともに当該申請書を受付した日の翌日から起算して2日以内に当該申請の承認、不承認を決定し、申請人に文書又は口頭により通知するものとする。

(許可行為・許可基準・標準処理期間)

第12条 規則第11条第1項各号の許可行為については、おおむね次のとおりとする。

(1) 庁舎管理者は次のいずれかに該当すると認める場合は、規則第11条第1項第1号の許可をしないものとする。

ア 庁舎の一定の場所を独占的に使用するとき。(職員の福利厚生事業として認定されたものを除く。)

イ 営利を目的とした不特定多数への無秩序な物品の販売、商品等の紹介、勧誘等

ウ 特定の思想及び宗教又は政治的な目的が主たる目的であるとき。

エ 公序良俗に反すると認められるとき。

オ その他庁舎管理者が支障があると認めたとき。

(2) 庁舎管理者は次のいずれかに該当すると認める場合は、規則第11条第1項第2号の許可をしないものとする。

ア 庁舎において、指定場所以外に無秩序にポスター、看板、旗、懸垂幕その他これに類するものを掲示等の方法により、公衆の目に触れる状態に置くとき。

イ 営利を主たる目的としたとき。

ウ 特定の思想及び宗教又は政治的な目的が主たる目的であるとき。

エ 公序良俗に反すると認められるとき。

オ その他庁舎管理者が支障があると認めたとき。

(3) 庁舎管理者は次のいずれかに該当すると認める場合は、規則第11条第1項第3号の許可をしないものとする。

ア 庁舎の一定の場所を独占的に使用するとき。(公務上やむを得ないと認められるものを除く。)

イ 営利を主たる目的としたとき。

ウ 特定の思想及び宗教又は政治的な目的が主たる目的であるとき。

エ 公序良俗に反すると認められるとき。

オ その他庁舎管理者が支障があると認めたとき。

(4) 庁舎管理者は次のいずれかに該当すると認める場合は、規則第11条第1項第4号の許可をしないものとする。

ア 営利を主たる目的としたとき。

イ 特定の思想及び宗教又は政治的な目的が主たる目的であるとき。

ウ 多数の人又は車両等が集中することにより、庁舎及び周辺道路等の著しい混雑が発生すると予想されるとき。

エ 火気等の使用又は、騒音、異臭等の発生を伴うとき。

オ その他庁舎管理者が支障があると認めたとき。

(5) 庁舎管理者は庁舎の保全及び工事等又は公務上やむを得ない必要最小限のもので、かつ、十分に安全対策が講じられている場合を除き、規則第11条第1項第5号の許可をしないものとする。

(6) 庁舎管理者は、次のいずれかに該当すると認める場合は、規則第11条第1項第6号の許可をしないものとする。

ア 営利を主たる目的としたとき。

イ 特定の思想及び宗教又は政治的な目的が主たる目的であるとき。

ウ 公序良俗に反すると認められるとき。

エ その他庁舎管理者又は各室管理者若しくはその代理者が支障があると認めたとき。

2 規則第11条第1項ただし書きの市長が別に定める行為は次のとおりとする。

(1) 地方自治法第238条の4第2項第4号の許可を受けたとき。(規則第11条第1項第2号、第3号、第4号)

(2) 川崎市財産規則第11条の公有財産使用承認を受けたとき。(規則第11条第1項第2号、第3号、第4号)

(3) 個々の事案により庁舎管理者を通じ特に市長の許可を受けたとき。(規則第11条第1項各号)

(4) 庁舎の一部の各室が対象となる場合であって、その各室を所管する各室管理者又は代理者が別に許可したとき。(規則第11条第1項第6号)

3 規則第11条第1項各号の許可を受けようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の指定する申請書を庁舎管理者に提出するものとする。

4 庁舎管理者は、前項の申請書を受付したときは、速やかに申請内容を審査するとともに当該申請書を受付した日の翌日から起算して30日以内に当該申請の許可、不許可を決定し、申請人に原則として文書により通知するものとする。

5 庁舎管理者は規則第11条第2項及び第3項について、その管理する庁舎に適した事項を定めることができる。

(違反者等に対する措置・処分基準)

第13条 庁舎管理者は、規則第13条各号のいずれかに該当する者又はそのおそれが明らかである者に対し、ただちに注意を促すものとする。この場合において、その者が従わない場合は、規則第13条第1項の規定に基づく措置をすることができ

る。

- 2 庁舎管理者は、規則第13条第1項の規定に基づく措置をする場合は、緊急を要するときを除き、弁明の機会を与えなければならない。なお、弁明は原則として文書をもって行わせるものとする。
- 3 庁舎管理者は、規則第13条第1項に規定する措置をする場合は、その内容及び事実関係を相手方に明確にしなければならない。
- 4 規則第13条第1項に規定に基づく措置は、物件の撤去を除き、自ら相手方を退去させるなどの強制力を行使してはならない。

(委任)

第14条 庁舎管理者は、この要綱の規定によりがたい場合、又その管理する庁舎について必要な事項は、実情に即して別に要綱等（審査基準・標準処理期間・処分基準等）を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。